

## 報第2号

### 教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、平成29年第5回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、平成29年11月17日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

### 記

- ・岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年12月15日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長

松 川 禮 子

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

教総第387号  
平成29年11月17日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会  
教育長 松川 禮子



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に  
基づく意見について(回答)

平成29年11月15日付け人第414号で照会のありました下記議案につ  
いては、異議ありません。

記

- ・岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

## 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 教員の部活動手当等の額の引上げ

- 平成30年1月からの義務教育費国庫負担金の算定基準引き上げに合わせ、部活動手当等を増額改定する。

	[変更前]		[変更後]
部活動手当（4時間）	3,000円	→	3,600円
部活動手当（2時間）	1,500円	→	1,800円
修学旅行等引率手当	4,250円	→	5,100円
対外運動競技等引率手当	4,250円	→	5,100円

#### ※義務教育費国庫負担金

小中学校の教職員の給与は、1/3 国、2/3 県負担であり、国が負担する金額の算定基準が定められている。

人第414号

平成29年11月15日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県知事 古 田 肇

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の  
照会について

平成29年第5回岐阜県議会定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めます。

記

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

## 議第九十五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成二十九年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第五号及び第六号中「四千二百五十円」を「五千百円」に改め、同項第七号中「三千円」を「三千六百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

## 提 案 説 明

教育職員が部活動指導業務等に従事した場合に支給する特殊勤務手当の支給上限額を引き上げるため、この条例を定めようとする。

(新)

目次 略

第一章 略

第二章 給与

第三条から第十九条まで 略

(特殊勤務手当)

第二十条 略

2 教育職員(教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける職員をいう。)が次の各号に掲げる業務に従事した場合(第一号、第二号又は第四号から第八号までに掲げる業務については、人事委員会が定める職員が従事した場合を除き、第四号から第八号までに掲げる業務については、当該業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに限る。)には、それぞれ当該各号に定める額の教育職員手当を支給する。

一から四まで 略

五 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの 勤務

一日につき五千百円 の範囲内で人事委員会が定める額

六 人事委員会が定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は第三十二条に規定する週休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等若しくは人事委員会が定める日(以下この項において「週休日等」という。)に行うもの 勤務一日につき五千百円 の範囲内で人事委員会が定める額

七 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で次に掲げるもの 勤務一日につき三千六百円の範囲内で人事委員会が定める額

イ及びロ 略

八から十二まで 略

(旧)

目次 略

第一章 略

第二章 給与

第三条から第十九条まで 略

(特殊勤務手当)

第二十条 略

2 教育職員(教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける職員をいう。)が次の各号に掲げる業務に従事した場合(第一号、第二号又は第四号から第八号までに掲げる業務については、人事委員会が定める職員が従事した場合を除き、第四号から第八号までに掲げる業務については、当該業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに限る。)には、それぞれ当該各号に定める額の教育職員手当を支給する。

一から四まで 略

五 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの 勤務

一日につき四千二百五十円の範囲内で人事委員会が定める額

六 人事委員会が定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は第三十二条に規定する週休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等若しくは人事委員会が定める日(以下この項において「週休日等」という。)に行うもの 勤務一日につき四千二百五十円の範囲内で人事委員会が定める額

七 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で次に掲げるもの 勤務一日につき三千円 の範囲内で人事委員会が定める額

イ及びロ 略

八から十二まで 略

3から26まで 略

第二十条の二から第三十条の三まで 略

第三章から第五章まで 略

付則 略

付則別表第一から付則別表第六まで 略

別表第一から別表第七まで 略

3から26まで 略

第二十条の二から第三十条の三まで 略

第三章から第五章まで 略

付則 略

付則別表第一から付則別表第六まで 略

別表第一から別表第七まで 略